

高松市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成18年5月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

平成18年度定期監査結果報告等について

第1 総務部定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
総務部	秘書課 (国際交流室) 庶務課 (防災対策室) 人事課 情報システム課 広聴広報課	平成17年度の事務の 執行および財務に関する 事務の執行
		平成18年4月3日から 同年5月8日まで

(2) 監査の方法

平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、秘書課、国際交流室および広聴広報課のファクシミリ賃貸借契約、秘書課の市長応接室用貸し盆栽借り上げ料、防災対策室の高松市震災対策総合訓練会場設営委託ならびに人事課の高松市役所吹奏楽団第34回定期演奏会舞台照明委託に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

（秘書課・国際交流室・防災対策室・人事課・広聴広報課）

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、秘書課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているもの、国際交流室の同命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、庶務課の同命令簿では、時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているもの、人事課の同命令簿では、確認者の確認印が押印されていないものおよび庁外の勤務で勤務場所の記載がないもの、情報システム課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものならびに広聴広報課の同命令簿では、支給割合を誤っているもの、確認者の確認印が押印されていないものおよび庁外の勤務で勤務場所の記載がないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(秘書課・国際交流室・庶務課・人事課・情報システム課・広聴広報課)

ウ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、全自動オフセット印刷機保守点検委託業務の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(庶務課)

第2 今回の監査を踏まえての総括的意見

適正な事務処理体制の確保について

今回の総務部および前年度の定期監査等において、改正されている見積業者等一覧表を用いていないものや、委託業務において仕様書を作成していないものなど、適正性を欠いた事務処理が見受けられた。これらは、制度改正時の周知が不十分であったり、事務引継が不適切であったことに起因しているものであるが、事務処理に際しては適正性の確保に努められるよう、なお一層留意されたい。

また、職員の服務に関する事務を所掌する課においては、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルが適正に運用されていない実態を踏まえて、指導の徹底を図るとともに、適正な運用がなされるようなマニュアルの改善についても検討されたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、河港課の休日勤務・時間外勤務命令簿では支給割合および時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月24日）

時間外勤務命令簿で支給割合および時間数の認定を誤っているものについては、月例報告書を再提出し、過払分については、平成18年1月20日付けで戻入した。また追加支給分については、平成18年1月分給料に併せて追加支給された。

（土木部河港課）

2 事務委託契約等の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

人事管理システムに係る電子計算機およびソフトウェアの賃貸借の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、同契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

人事管理システムに係る電子計算機およびソフトウェアの賃貸借契約については、平成17年度分から個人情報取扱特記事項を契約書の別記として盛り込んだ。

（総務部人事課）

3 業務委託契約等に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、職員広報レイアウト業務等委託、吹奏楽団第32回定期演奏会舞台照明委託の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、委託料等の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

職員広報レイアウト業務等委託については、経費節減の観点から、平成17年度から業務委託を行わず、自前で行うこととした。今後、同種の業務委託等を行う場合には、高松市契約規則等に基づき適切に対応す

ることとした。

また、吹奏楽団定期演奏会舞台照明委託については、平成17年2月に開催した吹奏楽団第33回定期演奏会照明委託から高松市契約規則等に基づき、仕様書を作成し、支出負担行為伺決裁に添付するように改めた。

(総務部人事課)

4 高松市職員共済会事業交付金の交付事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市職員共済会事業交付金交付決定伺決裁では、その交付予定金額を事業実施年度当初の共済会会員数に基づき算定しているものの、年度途中の会員数の増減による交付額の取扱いが明確に示されていないなど、事務手続上、適正性や妥当性を欠く事務処理となっているので、今後、決裁には、交付金の算定方法等交付額の取扱基準を明記されたい。

また、当該交付金は、高松市補助金等交付規則に基づき概算交付することとしているにもかかわらず、決裁には、その根拠規定の記載がなく、かつ、その根拠規定に定める「特に必要があると認める」理由も記載されていないので、今後は、概算交付する根拠規定等を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成18年3月27日)

高松市職員共済会事業交付金の交付事務については、平成17年度から当該交付金交付決定伺決裁に、年度途中の会員数の増減による交付額の取扱いなど、交付金の算定方法等交付額の取扱基準を明記するとともに、概算交付する根拠規定等を明記し、交付金の交付事務を適正に行うように改めた。

(総務部人事課)

5 着手届および完了届の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

受託者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取

扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、高松市職員採用試験（大学卒）事務委託および高松市職員採用試験（短大・高校卒等）事務委託の着手届および完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、受託者から着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

着手届および完了届の受理については、平成17年度に実施した大学卒および高校卒等の職員採用試験事務委託から、決裁を受けるよう改めた。

（総務部人事課）

6 業務委託契約の請書等の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、吹奏楽団第32回定期演奏会舞台照明委託の請書および人事管理システムに係る電子計算機およびソフトウェアの賃貸借に関する覚書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、これらの契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

業務委託契約の請書等の遅延利息については、平成17年2月に開催した第33回定期演奏会舞台照明委託に係る請書から、変更後の適正な率で約定するように改めた。

（総務部人事課）

7 事業委託契約の支出方法を明確にすべきもの

(1) 改善を要する事項

地方自治法第232条の5第2項および同法施行令第163条に規定する前金払は、契約の相手方の債務が履行される前に支払うもので、支出の特例の一つをなすものであり、前金払をしようとする場合には、前金で支払をしなければ契約し難い相当な理由を決裁に明記して、特例的な支出方法によることの適正性・妥当性の明確化を図るべきであるにもかかわらず、委託料を前金払することとしているメンタルヘルスカウンセリング事業委託の見積徴取伺決裁には、その理由が明記されていないので、今後は、前金払をする相当な理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

メンタルヘルスカウンセリング事業委託については、対象職員が加入する他の福利厚生団体が同種の事業を実施することとなったことから、平成17年度から当該事業を廃止した。今後、同種の業務を委託する場合には、支出方法を明確にするための理由を決裁に明記するなど、適切に対応することとした。

（総務部人事課）

8 出張命令を適正に事務処理すべきもの

(1) 改善を要する事項

公用車を使用した市内出張等について命令がなされていないので、高松市職員服務規程第14条に基づき適正な処理をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月29日）

公用車を使用した市内出張等については、平成14年12月1日から、人事課と協議の上、市内出張命令簿兼作業日報の様式を定め、あらかじめ決裁を受けるようにした。

（環境部環境業務課）

9 紙・布類の収集・運搬等業務委託の受託業者に対して入札参加資格者登録を指導すべきもの

(1) 改善を要する事項

紙・布類の収集・運搬業務委託，再資源化処理業務委託およびごみ収集・運搬業務委託の業者選定において，高松市契約事務処理要綱第20条では，随意契約しようとするときは，特別な場合を除き資格者名簿に登載された者の中から業者を選定するとしているが，平成12年度以降，紙・布類の収集・運搬業務委託業者2者のうち1者，再資源化処理業務委託業者の1者，ごみ収集・運搬業務委託業者6者のうち1者は入札参加資格者登録をしていないので，入札参加資格者でない受託業者に対して，登録するよう指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月29日）

平成17年度から紙・布類の収集・運搬業務，再資源化処理業務およびごみ収集・運搬業務の受託業者に入札参加資格者登録をするよう指導し，登録を確認の上で業務委託契約をするように改めた。

（環境部環境業務課）

10 委託契約書に違約金等に関する条項を盛り込むべきもの

(1) 改善を要する事項

参議院香川県選出議員選挙ポスター掲示板製作，取付，維持管理および撤去業務委託契約書，投票所出入口スロープ板設置および撤去業務委託契約書には，高松市契約規則第20条第1項第7号で規定する，履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息，違約金等に関する事項が定められておらず，契約条項に適正性を欠いたものとなっているので，今後，同様の契約を締結しようとする場合は，同規定に基づき，適正な契約書を作成の上，契約の相手方と約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月30日）

違約金等に関する条項については，第44回衆議院議員総選挙および高松市議会議員増員選挙（牟礼・庵治・香川・香南・国分寺選挙区）の業務委託を行う際に，これらの条項を盛り込んだ委託契約書を作成した。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

11 支出事務を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

参議院議員通常選挙開票所の開票事務用 F A X 設置等業務については、契約の相手方と業務委託契約を締結しているにもかかわらず、その経費は使用料及び賃借料の支出科目から支出されており、不適切な事務処理となっているので、今後は、業務内容を精査の上、予算の定めるところに従い、適切な契約を締結し、支出事務を適正に執行されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成 18 年 3 月 30 日）

開票事務用 F A X 設置等業務については、開票事務の方法の見直しに伴い業務を廃止した。なお、今後同様の業務を行う場合には、適切な契約を締結し、支出事務を適正に行うこととした。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

12 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理しなければならないが、都市計画課および交通政策室の休日勤務・時間外勤務命令簿では支給割合および時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成 18 年 3 月 31 日）

休日勤務・時間外勤務命令簿で支給割合および時間数の認定を誤っているものについては、平成 18 年 3 月 20 日付けで時間外勤務手当を追給した。

（都市開発部都市計画課・交通政策室）

13 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

ごみ収集カレンダー製作・発送業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約または連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものが見受

けられた。今後、同様の契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定等を明記するなど、地方自治法施行令その他の関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

ごみ収集カレンダー製作・発送業務委託については、平成17年度には、高松市広報紙にその内容を掲載することにより、当該業務を実施しないこととし、平成18年度分は、当該業務の契約方法を変更し、当該委託契約を実施しないこととした。

（環境部環境政策課）

14 業務委託契約等の仕様書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託に伴う見積徴取伺の決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、適正な仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託に伴う見積徴取伺の仕様書については、平成16年度から業務の履行方法等を具体的に記載した仕様書を添付し、委託業務の内容を明確にした。

（環境部環境政策課）

15 業務委託の見積徴取事務を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託の見積徴取において、その徴取の相手方には、消費税法上の課税事業者と免税事業者がいたにもかかわらず、見積書に記載される見積金額に係る消費税及び地方消費税に相当する金額の取扱いを明確に示さないまま、これらの業者から見積徴取を行った結果、同一の条件および基準で見積ら

れていない見積書で競争見積合せを行い、契約の相手方を決定しており、契約手続の透明性や適正性を欠いた事務処理となっているので、今後、見積徴取を実施しようとする場合には、見積業者に平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」の見積徴取通知書に定める見積書記載要領の周知徹底を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託については、平成16年度から見積徴取に際し、当該見積書に記載される見積金額に係る消費税等に相当する金額の取扱いを明確にし、適正な事務処理に改めた。

（環境部環境政策課）

16 委託契約書に適正な条項を盛り込むべきもの

(1) 改善を要する事項

契約の履行上の紛争を避け、履行の確保を図るために作成される契約書の条項には、高松市契約規則第20条第1項各号に定める事項が盛り込まれていなければならないにもかかわらず、高松市一般廃棄物女木最終処分場整地、除草委託契約書は、契約金額の総額、検査に関する事項、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項その他当該委託契約の基本的事項が定められておらず、契約条項に適正性を欠いたものとなっているので、今後、契約を締結しようとする場合は、同規定に基づき、委託契約の基本的事項を盛り込んだ適正な契約書を作成の上、契約の相手方と約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

一般廃棄物女木最終処分場整地、除草委託契約書の記載事項については、平成16年度から契約金額の総額、検査に関する事項等、委託契約書に記載すべき基本的事項を定め、相手方と約定した。

（環境部環境政策課）

17 花崗土購入に係る検収事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市一般廃棄物陶最終処分場のごみ埋立地覆土用花崗土購入の単価契約において、1件の発注金額が50万円を超えている購入代金の支払に当たり、高松市契約規則第30条第5項および第32条に規定する検収調書が作成されないまま、事務処理されているものが見受けられたので、今後は、同規則の関係規定に基づき、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

高松市一般廃棄物陶最終処分場の埋立地覆土用花崗土購入に係る検収事務については、平成16年度から高松市契約規則の関係規定に基づき、検収調書を作成し、適正な検収事務を行った。

（環境部環境政策課）

18 一者随意契約の業者選定理由を明確にすべきもの

(1) 改善を要する事項

保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託の見積徴取伺決裁では、一者随意契約の業者選定理由が記載されているものの、その理由には、特定の者に限られる合理・妥当性が認められず、事務処理上、適当ではないので、今後、一者随意契約による見積徴取をしようとする場合には、決裁に特定の者に限られる合理・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

保存版ごみ分別ガイドブックの製作委託に係る一者随意契約の業者選定理由については、平成16年度から当該決裁に特定の者に限られる合理・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記した。

（環境部環境政策課）

19 ごみ処理施設管理運営事業負担金の算定基礎を明確にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理施設（南部広域清掃センターおよび西部広域クリーンセンター）管理運営事業負担金に係る支出負担行為何決裁には，組合管理者からの納入依頼書および市町負担金一覧表が添付されているだけで，支出しようとする負担金の額の算定基礎が明確に示されておらず，その額の適正性や妥当性がわからないまま，事務処理されているので，今後，決裁には，負担金の額の適正性や妥当性を明確にするため，その算定基礎を示す資料を添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理施設管理運営事業負担金に係る支出負担行為何決裁における算定基礎については，平成17年度から当該決裁に負担金の額の適正性や妥当性を明確にする算定基礎を示す資料を添付することとした。

（環境部環境政策課）

20 普通財産の貸付契約を締結すべきもの

(1) 改善を要する事項

普通財産である元香西南部ポンプ場敷地に設置されている電力柱等については，設置者から行政財産使用許可申請書の提出があり，行政財産の目的外使用許可として処理しているが，今後は，高松市公有財産事務取扱規則第27条および第29条の規定に基づき，普通財産借受願を提出させ，貸付契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月6日）

普通財産である元香西南部ポンプ場敷地に設置されている電力柱等については，行政財産の目的外使用許可として処理していたが，平成18年度から普通財産の貸付けとして，高松市公有財産事務取扱規則第27条および第29条の規定に基づき，普通財産借受願を提出させ，貸付契約を締結した。

（都市開発部都市再開発課）

21 行政財産の目的外使用許可の更新に係る申請期日を適正にさせるべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では、公有財産管理者は、同使用許可を受けた者が使用許可の更新をしようとするときは、更新に係る行政財産使用許可申請書を期限内（同使用許可書が少なくとも使用開始予定日の15日前までに申請者に届くこと）に提出させることと規定しているが、都市下水路用地等に係る行政財産の目的外使用許可決定伺決裁では、同期限後に提出された行政財産使用許可延長願により許可決定を行っているので、今後は、同基準に基づき、適正な申請をさせるよう、申請者を指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月13日）

行政財産の目的外使用許可の更新に係る申請期日については、平成17年度から、期間満了の日の15日前とし、適正に処理した。

（土木部下水道管理課）

22 行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では、行政財産を電気または電気通信の線路等を設置するために使用させる場合の使用許可期間は、3年以内とすることと規定しているが、川西川都市下水路用地等の一部を電柱の敷地として使用許可を決定した決裁は、その期間を5年としているので、今後は、同規定に基づき適正に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月13日）

行政財産の目的外使用許可の期間については、平成16年3月3日付けで、使用許可期間を5年から3年に変更し、適正に処理した。

（土木部下水道管理課）

23 水洗便所改造資金の貸付けに係る市税の完納状況の確認を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

水洗便所に改造等をしようとする者が、市からその資金の貸付けを受けられる要件として、高松市水洗便所改造資金貸付条例第3条第1項では、市税を完納していることと規定しているが、同資金貸付決定伺決裁のうち、市税の完納状況を確認できないものが見受けられたので、市税の完納を確認したときは、その事実を証する書類を決裁に添付するなど、適正な事務処理をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月13日）

水洗便所改造資金の貸付けに係る市税の完納状況の確認については、平成15年7月から、完納状況の確認を適正に行った。

（土木部下水道管理課）

24 業務委託契約等に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

支援費制度事務等電算システムソフトウェア運用保守業務委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

業務委託契約等に係る個人情報の取扱いについては、平成17年度から委託契約書の中に、具体的に個人情報保護の条項を盛り込んで契約するように改めた。

（健康福祉部障害福祉課）

25 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4

月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、保健医療業務委託契約に基づき、各所管課で起案された個別の保健医療業務の実施に係る協定書締結伺決裁には、保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、これらの協定をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

また、高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は、執行伺決裁上で行わなければならないが、協定書締結伺決裁では、その任命が行われていないので、今後は、決裁上で検収員を定めるなど、検収体制を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

保健医療業務委託契約に基づく協定に係る仕様書の作成等については、平成17年度から仕様書を作成し、同仕様書に基づき協定を締結するとともに、検収員を定め検収体制を明確に行うなど、適正な事務処理を行うように改めた。

（健康福祉部障害福祉課）

26 補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度高松ふれあいの店事業に係る補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定等を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず、これらの補助金交付決定伺決裁には、同項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

高松ふれあいの店事業ほか、高松市会計規則第79条第1項第3号の規定等に基づき概算交付を行っている補助金については、平成17年度から補助金交付決定伺決裁に概算交付する正当な理由を明記するよう改

めた。

(健康福祉部障害福祉課)

27 補助事業の実績確認を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

概算払による補助金の交付を受けた者は、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが、第23回高松市手をつなぐ親と子の大運動会事業および第23回サンサン祭り事業の補助金交付に係る実績報告書は、その期間を徒過して提出されているので、今後は、これらの補助金の交付を受けた者に対し、同規定を遵守させるよう指導するとともに、これにより収支決算の確認を行うなど、同規則第9条第4項および高松市会計規則第80条の規定による概算払の精算を適正に行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成18年4月18日)

高松市手をつなぐ親と子の大運動会事業およびサンサン祭り事業の補助金については、平成17年度から補助事業終了後20日以内に実績報告を行うよう指導し、適正に実績確認をすることとした。

(健康福祉部障害福祉課)

28 事業委託料の歳出戻入に係る決裁行為を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

前金払をした平成15年度高松市障害者生活支援事業委託料(社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団分)の歳出戻入(支出負担行為の減額)に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程別表第1備考第6項の規定に基づき、当該委託料の支出負担行為伺決裁者である市長までの決裁を受けなければならないが、部長決裁により事務処理されているので、今後、事業委託料の歳出戻入の決定をしようとするときは、同規定に基づき、正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

高松市障害者生活支援事業委託料の歳出戻入に係る事務処理の取扱いについては、平成16年度の歳出戻入から正当な決裁権者（市長）まで決裁を受け、適正な事務処理を行うように改めた。

（健康福祉部障害福祉課）

29 収受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、高松市図書館電子計算機保守業務委託に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、これらの文書を受理したときは、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

高松市図書館電子計算機保守業務委託に係る完了届を受理したときは、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、事務処理を行った。

（文化部中央図書館）

30 業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度の土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合に

は、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月28日）

土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託の契約については、個人情報が適正に取り扱われるよう平成17年度の契約から、契約条項に個人情報取扱特記事項を遵守する旨を盛り込んだ。

（企画財政部納税課）

31 業務委託契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条では、履行遅延に対する延滞利息の率は、年3.6パーセントと規定されているにもかかわらず、平成15年度の土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託の契約書の履行遅滞の場合における遅延利息を定めた条項では、延滞利息の率が年利9.855パーセントで約定されているので、今後、これらの契約をしようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で契約されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月28日）

土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託契約の第8条の遅延利息については、平成17年度の契約から、年3.6パーセントに改めた。

（企画財政部納税課）

32 委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、税を知る週間用パネル作成委託に伴う支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月28日）

税を知る週間用パネル作成委託については、平成16年度の委託分から、仕様書および指示書を添付した。

（企画財政部納税課）

33 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、住宅課の休日勤務・時間外勤務命令簿で確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月11日）

休日勤務・時間外勤務命令簿の確認者の押印漏れについては、時間外勤務の確認者に対し、確認者としての意識付けと確認印の押印を徹底し、適正な事務処理を行うこととした。

（土木部住宅課）

34 見積徴取伺決裁の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

旭ヶ丘団地エレベーター点検業務委託の見積徴取伺決裁では、随意契約の根拠規定を誤って記載しているので、今後、同種の契約を締結するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載し、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月11日）

業務委託契約に係る随意契約の根拠規定の記載誤りについては、平成18年度から同様の業務について、決裁に正当な根拠規定を記載し、適切な事務処理に改めた。

（土木部住宅課）

35 使用料および督促手数料の払込手続きを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成17年度6月分の高松市市営住宅使用料の領収書、払込書および収納金報告書を監査したところ、払込総額は合致しているが、払込書および収納金報告書の内訳（住宅使用料および督促手数料）に記載誤りが見られたので、今後、収納金に係る事務は適正にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月11日）

収納金報告書の内訳（住宅使用料および督促手数料）の記載誤りについては、領収書から転記をする際に、十分確認をするよう周知徹底を図り、適切な事務処理を行うこととした。

（土木部住宅課）

36 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

業務委託契約の受託者から提出された完了届等の受理に係る事務の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、番町交差点エレベーター上屋清掃業務委託に係る作業完了報告書および今里・南部集会場消防設備点検業務委託に係る完了届については、その受理に

係る決裁を受けていないので、今後、これらの文書を受理したときは、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月17日）

番町交差点エレベーター上屋清掃業務委託に係る作業完了報告書および今里・南部集会場消防設備点検業務委託に係る完了届に専決者（主管課長）までの決裁を受けていないことについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者までの決裁を受けることとした。

（都市開発部都市計画課）

37 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

検査員および検収員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月17日）

検査員および検収員が現場に出向いた日の市内出張命令簿に決裁を受けていないことについては、高松市職員服務規程に基づき、あらかじめ決裁を受けた後、市内出張することとした。

（都市計画課・太田第二土地区画整理事務所・公園緑地課）

38 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者および業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届ならびに補助事業等実績報告書の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、菊池

寛記念館映像機器保守点検業務委託に係る着手届および完了届ならびに菊池寛顕彰会事業補助金交付に係る補助事業等実績報告書は，その受理に係る決裁を受けていないので，今後，これらの文書を受理したときは，同規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月18日）

補助金等の交付申請者および業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届ならびに補助事業等実績報告書の受理に係る事務処理の取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき，専決者（館長）までの決裁を受けることとした。

（文化部菊池寛記念館）

39 完了届を提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約事務処理要綱第83条第1項では，契約者は工事等が完了したときは書面により，検収員を経由して遅滞なく市長に届け出なければならぬと規定されているにもかかわらず，菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託については，年2回の点検業務のうち，第1回目の同業務終了に伴う完了届が提出されないまま，検収を行っていたので，今後は，業務完了の都度，同規定に基づき完了届を提出させるよう受託者を指導するとともに，それに基づき検収されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月18日）

菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託については，高松市契約事務処理要綱第83条第1項に基づき，業務完了の都度，受託者に完了届を提出するよう指導し，その完了届に基づき検収することとした。

（文化部菊池寛記念館）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 港湾・漁港施設の使用許可申請等の受付について

(1) 意見を付した事項

市が管理する港湾施設等を使用しようとする者から提出された係船許可申請書および市漁港施設利用届を監査したところ、使用期日経過後に申請書等を提出したもの、申請書等の一部を鉛筆で記載したもの、押印がないもの、收受印がないものなど適正性を欠くにもかかわらず、これらを許可しているものが見受けられたので、今後、申請書等の受付事務に当たっては、その申請内容の確認を十分に行い、適正性を欠くものは訂正を求めるなど、適正な事務処理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月24日）

申請書等への收受印については、申請書等ごとに押印することとした。

（土木部河港課）

2 健康診断委託契約の事務処理方法について

(1) 意見を付した事項

採用時健康診断、定期健康診断その他の検診は、高松市職員安全衛生管理規則第22条の規定に基づき、産業医（市民病院の医師）が実施し、また、検診に係る検査項目の単価は、健康保険法第76条第2項等の規定に基づく単価を準用していることから、これらの検診の実施決裁では、その委託料の支払を「単価契約と同様の支出方法をとるため、同時決裁により支払うもの」とし、特段、契約書の締結行為はなされていないものの、支払義務の根拠となる契約の締結を証した契約書その他の関係書類の整備等を定めた地方自治法第232条の3その他の契約事務に係る関係諸規定に照らすと、その適正性に疑義を生じかねない事務処理になっているので、契約事務の明確化を図るため、契約書の整備を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月27日）

健康診断委託契約の事務処理方法については、平成17年度から、支払義務の根拠となる健康診断業務の委託に関する覚書を締結し、契約事務の明確化を図った。

（総務部人事課）

3 ごみ処理施設管理運営事業負担金支出負担行為伺決裁の事務の簡素・効率化について

(1) 意見を付した事項

高松地区広域市町村圏振興事務組合の南部広域清掃センター事業負担金および西部広域クリーンセンター事業負担金に係る支出負担行為伺決裁は、四半期ごとに年4回、市長決裁を受けて、事務処理しているが、これらの負担金は、同組合から提出される納入依頼書により、年度当初に、年間の負担金総額や四半期ごとの負担金額が定まっているので、今後は、事務の簡素・効率化の観点から、年間で一つの案件に集約した負担金支出負担行為伺決裁を受けるなど、より効率的な事務処理方法を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月3日）

ごみ処理施設管理運営事業負担金支出負担行為伺決裁については、平成17年度から年間で一つの案件に集約した執行伺決裁とし、より効率的な事務処理方法に改めた。

（環境部環境政策課）

4 住民に対する工事の事前説明について

(1) 意見を付した事項

緊急に取替えが必要となった工事である人孔蓋取替について、当初工事施工途中に関係住民の要望により同地区内で追加工事を別途発注しているが、当初工事と追加工事をあわせることにより、有利な契約ができた可能性がある。地元住民の要望に基づく工事は、事前説明を十分に行い、市に不利な契約にならないようにされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月13日）

平成14年度から、工事施工においては、同一地内での同種の追加工事がないよう適正に対応した。

（土木部下水道管理課）

5 試乗用標識の更新交付に係る決裁手続について

(1) 意見を付した事項

市における事務処理および意思決定を行う場合は、高松市事務決裁規程その他の関係諸規程に基づき、正当な権限者までの伺い決裁を受け、適正かつ迅速にこれを行わなければならないにもかかわらず、原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識の更新交付伺決裁の事務処理は、約1か月分の交付申請を取りまとめ、取りまとめ後、1か月余を経過してから一括して更新交付伺決裁を受けており、事務処理として、適当なものとは認め難い運用をしているので、今後は、更新交付伺決裁手続の適正性の確保と事務処理の簡素効率化を図りながら、更新交付申請の都度、適切に交付伺決裁を行えるよう、事務処理手続を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月14日）

平成17年度原動機付自転車等試乗用標識の更新交付に係る決裁手続については、更新予定者を一括して事前に実施決裁を受け、当該事務を処理するよう改めた。

（企画財政部市民税課）

6 高松市農業委員会地区部会開催交付金に係る交付事務について

(1) 意見を付した事項

平成16年度高松市農業委員会地区部会開催交付金の交付に当たって、各部長から提出された補助金等交付申請書に添付されている収支予算書の支出区分欄には、会議費として交付申請額が記載されているのみであり、また、補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書も、予算額と同額の決算額が会議費として記載されているのみで、当該経費の具体的な内容が明記されておらず、補助事業等の対象経費が客観的かつ明確に把握できない事務処理となっているので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、申請書等に経費の具体的な内容を記載するよう指導するとともに会計関係書類の審査を適正に行うことにより、交付決定審査および執行状況確認の適正化に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月17日）

平成17年6月に高松市農業委員会地区部会開催交付金の取扱方法等

を定め、平成17年度高松市農業委員会地区部会開催交付金交付申請書から添付様式第2号「収支予算書 支出の部」中に、経費内容を具体的に記載することで、交付決定審査の適正化に努めるとともに、会計関係書類の審査を適宜行うことで交付金の執行状況確認の適正化にも努めた。

なお、「収支予算書 支出の部」の記載については、地区部会開催経費、現地調査費、研修費等、各地区部会の運営に必要な経費を、性質別に分けた支出事項ごとに分け、その内訳を記載するよう交付申請者を指導した。

(農業委員会事務局農政課)

7 工事助成金の申請に係る提出書類の審査について

(1) 意見を付した事項

高松市配水管布設工事助成要綱第9条では、交付申請者は、配水管布設工事のしゅん工後速やかに、しゅん工届に道路掘削復旧負担金の領収書、工事請負契約書の写しなどを添付し、管理者に提出することを定めているが、工事請負契約書の写しに代えて注文書の写しを受理しているものなどが見受けられたので、今後は、同要綱に定める提出書類に係るチェックリストを作成し、確認を行うなど、審査体制の確立を図り、助成金交付申請に係る事務処理の適正な執行に努められたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成18年4月17日)

工事助成金の申請に係る提出書類の審査については、平成17年度からチェックリストを作成し、適正に審査できるよう改めた。

(水道局水道整備課)

8 施設の有効活用について

(1) 意見を付した事項

文化庁が所管する文化施設において、個人、団体等の使用に供している講堂、集会室等の施設について、平成16年度の利用状況を調査したところ、各文化施設が行う自主事業による利用と併せて、有効に活用されている施設もあるものの、利用が少ない施設も見受けられた。

新高松市行財政改革計画では、使用料・手数料等の見直しを重点取組項目の一つに挙げており、平成16年9月に策定された使用料・手数料等の見直し基準に基づき、利用者数の状況などの現状分析を行い、見直しを図ることとしているほか、平成13年4月に策定された市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画でも、多様な市民活動を促進するため、公共施設の利用促進を図るとしていることから、自主財源の確保および市民活動の充実の観点からも、これらの計画等に基づき、施設の有効活用および利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月18日）

施設の有効活用については、従来の生涯学習情報システムでの施設予約システムの運用に加え、平成17年度に高松市のホームページの図書館のページをユニバーサルデザイン化し、中央図書館の視聴覚ホールの施設案内を充実したほか、今後発行する「図書館だより」に利用案内を掲載することとした。

（文化部中央図書館）

9 出納員等の身分証について

(1) 意見を付した事項

高松市出納員規則第3条第4項および第10条では、出納員等は、常に証票（身分証）を携帯することと規定しているが、今回、証票の携帯状況について、実地監査した結果、監査対象施設で証票を携帯している分任出納員および出納補助員は、いなかった。

証票の発行事務については、監査時点で所管部局が確定していなかったが、その後、総務部が所管することになったものの、同事務の執行は、事務事業の簡素・効率化を目標とする新高松市行財政改革計画の趣旨にそぐわないので、同規定に定める取扱いが行財政改革の観点から、実務上、必要かどうかについて、関係部局と協議を行い、同規則の改正も含めて検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月19日）

分任出納員等の身分証については，平成16年度から出納補助員の任命および出納員証の交付を人事課長へ依頼することとした。

(市民部女性センター)

10 休暇日における職員の市内出張命令の在り方等について

(1) 意見を付した事項

高松市職員服務規程第14条に規定する出張命令は，所属長が出勤している職員に対し，行うものであるにもかかわらず，職員が特別休暇（夏季休暇），年次休暇または週休日の振替えの承認を受けた日（以下「休暇日」という。）に，出勤簿その他の服務関係書類の変更等の手続など書類上の整理や他の職員への業務調整などが行われないうまま，市内出張命令を行っているものが見受けられたので，今後，市内出張を命じようとするときは，その職員の勤務状況の確認を行うとともに，当該市内出張命令を要する業務の必要性の有無を総合的に判断した上，高松市職員服務規程，高松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則その他の関係諸規程に基づき，適正に命ずるとともに服務関係書類による適正な事務処理が行われるよう，休暇日における職員の市内出張命令の在り方の整理や服務関係書類の事務処理方法の見直しを検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年4月28日）

休暇日における職員の市内出張命令の在り方の整理や服務関係書類の事務処理方法については，平成17年度から，所属長および庶務担当者において，その職員の勤務状況の確認を行うとともに，当該市内出張命令を要する業務の必要性の有無を総合的に判断した上，関係諸規程に基づき，適正に命ずるとともに服務関係書類による適正な事務処理を行うこととした。

(企画財政部納税課)